

2021年（令和3年）1月11日（月曜日）

## 教員による虐待防ぐ法律を

## NPOが文科省へ意見書



ZD9千葉jジもカポート  
ネットの米田理事長

「児童等への懲戒」を定めた学校教育法を改正するよう求めている。罰則規定の必要性には触れていない。

現行の学校教育法では、「懲戒」に関して、「教育上必要がある」と認めるときは（中略）生徒及び児童に懲戒を加えることができる」と同時に、「体罰を加えることはできない」と規定している。

意見書では、「懲戒を加えることができる」という規定を残した上で、懲戒を加える際には

教員による児童・生徒への暴行・体罰、性犯罪・わいせつ行為が問題化する中、千葉県内のNPOが昨年12月、教員による児童・生徒への虐待を禁止するよう法整備を求める意見書を文科省に提出した。提出を受けた文科省児童生徒課では「考えていく必要がある」と応じたという。一部の自治体では、この問題に取り組み、児童・生徒を救済する機関を設けたり、性犯罪について児童・生徒が学ぶ機会を設けたりする動きが出ている。

## 救済機関の必要性も訴え

児童・生徒らの権利に配慮すべしこと、文科省が定める適正手続きに従うことを求めた。

位を傷つけることも禁止事項として挙げている。近年、問題化している事態へのより直接的な対応として、新しい条文を設け、「校長・教員は、いかなる場合でも、児童・生徒の心身に有害な影響を及ぼす虐待行為をしてはならない」とし、具体的には暴行・わいせつ行為、ネグレクト、暴言などを挙げた。

この提言では、「国レベルの独立した子どもの権利擁護機関」に関する構想を盛り込んでいた。この提言が、学教授が同席した。未富教授は、法律が必要だとして、日本財団が昨年9月に「子ども基本法」の制定を求めた提言を紹介した。

この提言では、「国レベルの独立した子どもの権利擁護機関」に関する構想を盛り込んでいた。この提言が、学教授が同席した。未富教授は、法律が必要だとして、日本財団が昨年9月に「子ども基本法」の制定を求めた提言を紹介した。

読者会員には、この意見書へ  
の賛同人として末富芳・日本大  
学教授が出席した。末富教授は、  
「子どもを根底から大切にする  
法律」が必要だとして、日本財  
團が昨年9月に「子ども基本法」  
の制定を求めた提言を紹介し  
た。

この提言では、「国レベルの  
独立した子どもの権利擁護機  
関」に関する構想を盛り込んで  
いる。

授業で性暴力扱う自治体も

昨年12月23日に意見書を提出した後、記者会見した米田理事長は、教員による暴力・わいせつ行為について、「不祥事ではなない。子どもへの人権侵害だ。やるべきことは被験者救済制度だ」と訴えた。わいせつ行為に及び、懲戒免職となつた場合、再び



日本大学の末富教授

暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行う」としている。この条例に基づき、性暴力・性被害などに関する研修を設けて「性暴力対策アドバイザー」を養成。本年度から、小・中学校、高校などに派遣して児童・生徒向けの授業を始めた。

併せて末富教授は、福岡県が平成31年に定めた「性暴力根絶条例」に言及。「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るために条例」の名で議員提案により制定された。基本理念として「子どもを性暴力から守らなければならぬい」を掲げ、公立学校では、児童・生徒に對して「発達の段階に応じた性暴力の根絶及び性

関係省庁が教材開発などを進め、来年度以降、実施するとしている。福岡県はこれに先立ち実施する。

このような授業を行う方針。本年度は、先行実施として約30校で80回程度の授業を実施している。

教員になれるようにするのを是非についての議論が先行していることへの疑問を投げ掛けた。千葉県はこれに先立つ平成17年に、堂本暁子知事(当時)の下、子どもからの相談に応じ、解決に向けて検討する「子どものためにのオンライン委員会」

会」の設置が課題として上がったが、実現しなかった。今回の意見書も、子どもの人権を守るために第三者機関の必要性に触れている。

全国では、「子どもオンブズマン」などの名で制度化している自治体がある。その一つが兵

鹿児島市。「子どもの人権才  
ンアズパーソン」の名で、体罰、  
虐待などで苦しんでいる子ども  
たちを助ける。市の条例で平成  
10年に制度化。弁護士や心理学  
者らの協力を得て、子どもたち  
からの相談に乗るなどしてい  
る。